

2017年1月26日

東急ファシリティサービス株式会社

災害時における本社勤務員の備蓄食料を追加 ～事業継続および早期復旧のために～

東急ファシリティサービス株式会社（本社：東京都目黒区、社長：高橋 俊之）は、これまで東京都帰宅困難者対策条例に従い、本社勤務員の3日分の食料、飲料を備蓄してきましたが、大規模広域災害時を想定し、事業の継続、早期復旧への備蓄必要量をあらためて検証した結果、最低7日分を確保することとし、2017年1月20日、新たに4日分の備蓄食料を追加しました。

これにより、大規模広域災害が発生し、ライフラインが途絶した場合においても、公助に依存せず、自ら必要な食料を備蓄することにより、お客様の事業継続および早期復旧のための活動を継続して行うことが可能となりました。また、備蓄食料については、試食訓練等で定期的に食べて、食べた分を追加するというローリングストック法によって、有効的に活用するとともに、適正な管理を行ってまいります。今後も備蓄食料のあり方を品質、量など、さまざまな観点から検証し、洗い出された課題を継続して改善することで、防災基盤の整備を行ってまいります。



当社は、さまざまなBC活動を実施し、お客様の事業継続および早期復旧はもちろんのこと、良き企業市民として地域社会の減災にも貢献できるよう防災基盤の整備を推進してまいります。

【本件に関するお問合せ】

経営統括室 総務部 総務課 （担当：中嶋・遠藤）

TEL：03-5722-1111 FAX：03-5722-1138